

令和6年大府市上下水道事業規程一覧

公布日 令和6年3月29日

- 第1号 大府市上下水道事業管理規程の一部を改正する規程
- 第2号 大府市企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程
- 第3号 大府市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程
- 第4号 大府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大府市上下水道事業規程第1号

大府市上下水道事業管理規程（昭和52年大府市水道事業規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>水道部</u>（以下「部」という。）の組織及び業務の執行に当たっての内部管理事務の処理等について必要な事項を定め、もって水道事業及び下水道事業の能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（課及び係の設置並びにその分掌事務）</p> <p>第2条 部に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="194 1015 1079 1206"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道経営課</td> <td>水道業務料金係 下水道経営係</td> </tr> <tr> <td>水道工務課</td> <td><u>水道整備係</u> <u>水道給水係</u> 下水道係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>水道経営課</p> <p>水道業務料金係</p>	課	係	水道経営課	水道業務料金係 下水道経営係	水道工務課	<u>水道整備係</u> <u>水道給水係</u> 下水道係	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>水と緑の部</u>（以下「部」という。）の組織及び業務の執行に当たっての内部管理事務の処理等について必要な事項を定め、もって水道事業及び下水道事業の能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（課及び係の設置並びにその分掌事務）</p> <p>第2条 部に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1015 2038 1206"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道経営課</td> <td>水道業務料金係 下水道経営係</td> </tr> <tr> <td>水道工務課</td> <td><u>水道係</u> 下水道係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>水道経営課</p> <p>水道業務料金係</p>	課	係	水道経営課	水道業務料金係 下水道経営係	水道工務課	<u>水道係</u> 下水道係
課	係												
水道経営課	水道業務料金係 下水道経営係												
水道工務課	<u>水道整備係</u> <u>水道給水係</u> 下水道係												
課	係												
水道経営課	水道業務料金係 下水道経営係												
水道工務課	<u>水道係</u> 下水道係												

改正後	改正前
<p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>その他部及び課</u>の庶務に関すること。</p> <p>下水道経営係 略</p> <p>水道工務課</p> <p><u>水道整備係</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>水道給水係</u></p> <p><u>(1)～(19)</u> 略</p> <p>下水道係 略</p>	<p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>その他課</u>の庶務に関すること。</p> <p>下水道経営係 略</p> <p>水道工務課</p> <p><u>水道係</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(25)</u> 略</p> <p>下水道係 略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大府市上下水道事業規程第2号

大府市企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和52年大府市水道事業規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与等の支給方法)</p> <p>第1条 <u>水道部</u>に勤務する企業職員の給与（特殊勤務手当を除く。）及び旅費の額並びに支給方法は、一般職員の例による。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第2条 大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年大府市条例第81号)第8条に定める特殊勤務手当は、<u>水道部</u>に勤務する企業職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与等の支給方法)</p> <p>第1条 <u>水と緑の部</u>に勤務する企業職員の給与（特殊勤務手当を除く。）及び旅費の額並びに支給方法は、一般職員の例による。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第2条 大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年大府市条例第81号)第8条に定める特殊勤務手当は、<u>水と緑の部</u>に勤務する企業職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大府市上下水道事業規程第3号

大府市上下水道事業会計規程（昭和52年大府市水道事業規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(企業出納員及び現金取扱員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる職にある者をもってこれに充て、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）は、当該企業出納員に同表の右欄に掲げる事務を委任する。</p> <table border="1" data-bbox="210 890 1066 1145"><thead><tr><th>企業出納員</th><th>委任する事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>水道部長</u></td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>3～5 略</p> <p>(決算の調製)</p> <p>第108条 上下水道事業の決算の調製に関する事務は、<u>水道部長</u>が行う。</p> <p>(決算報告書等の提出)</p>	企業出納員	委任する事務	略	略	略	略	<u>水道部長</u>	略	<p>(企業出納員及び現金取扱員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる職にある者をもってこれに充て、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）は、当該企業出納員に同表の右欄に掲げる事務を委任する。</p> <table border="1" data-bbox="1171 890 2027 1145"><thead><tr><th>企業出納員</th><th>委任する事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>水と緑の部長</u></td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>3～5 略</p> <p>(決算の調製)</p> <p>第108条 上下水道事業の決算の調製に関する事務は、<u>水と緑の部長</u>が行う。</p> <p>(決算報告書等の提出)</p>	企業出納員	委任する事務	略	略	略	略	<u>水と緑の部長</u>	略
企業出納員	委任する事務																
略	略																
略	略																
<u>水道部長</u>	略																
企業出納員	委任する事務																
略	略																
略	略																
<u>水と緑の部長</u>	略																

改正後	改正前
<p>第111条 <u>水道部長</u>は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員の指定)</p>	<p>第111条 <u>水と緑の部長</u>は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員の指定)</p>
<p>第114条 法第34条の規定により準用する<u>地方自治法第243条の2の8第1項</u>後段の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして市長が別に定める職にある者とする。</p>	<p>第114条 法第34条の規定により準用する<u>地方自治法第243条の2の2第1項</u>後段の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして市長が別に定める職にある者とする。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大府市上下水道事業規程第4号

大府市水道事業給水条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所有権の譲渡の届出)</p> <p>第10条 条例第15条の規定による給水装置の所有権の譲渡の届出は、あらかじめ、<u>水道使用者・給水装置所有者変更届</u>（第6号様式）を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(届出の様式等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 条例第20条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第20条第2項第1号又は第2号 <u>水道使用者・給水装置所有者変更届</u>（第6号様式）</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> 略</p>	<p>(所有権の譲渡の届出)</p> <p>第10条 条例第15条の規定による給水装置の所有権の譲渡の届出は、あらかじめ、<u>給水装置所有者変更届</u>（第6号様式）を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(届出の様式等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 条例第20条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。</p> <p>(1) 条例第20条第2項第1号 <u>水道使用者変更届</u>（第13号様式）</p> <p><u>(2)</u> <u>条例第20条第2項第2号</u> <u>給水装置所有者変更届</u>（第6号様式）</p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> 略</p>

第6号様式を次のように改める。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第17号様式その1中「大府市水と緑の部水道経営課 Tel0562-47-2111（代）」を削る。

第22号様式中「水道経営課到着」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の大府市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき作成されている第6号様式及び第13号様式による用紙は、改正後の大府市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

水道使用者・給水装置所有者変更届

年 月 日

大府市水道事業 大府市長 殿

届出者（使用者との関係 本人・親・親族・不動産業者・その他 ）

住 所

ふりがな
氏 名

電 話 — —

下記のとおり 水道使用者 ・ 給水装置所有者 の変更を届け出ます。

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

給水装置場所 建物の名称等		大府市 町 (アパート名等)	
使用者変更	新使用者	住 所 ふりがな 氏 名	<input type="checkbox"/> 届出者に同じ 電話1 — — (※) 電話2 — —
	請求書等 送付先	送付先 ふりがな 氏 名	<input type="checkbox"/> 届出者に同じ 電話 — —
	旧使用者	住 所 氏 名	(※) 電話 — —
所有者変更	新所有者	住 所 ふりがな 氏 名	<input type="checkbox"/> 届出者に同じ (※) 電話 — —
	旧所有者	住 所 氏 名	<input type="checkbox"/> 旧使用者に同じ (※) 電話 — —
変更理由		1. 同居人への変更 2. 死亡・相続・贈与 3. 売買 4. その他()	
理由発生年月日		年 月 日	水栓番号
誓約 事項	1 水道の供給について、大府市水道事業給水条例等関係法令等（定型約款）を契約の内容とすることに合意します。 2 使用中、停水その他職務の執行のため必要があるときは、水道事業者等が私の使用する土地、建物等に立ち入ることに異議ありません。 3 旧使用者（旧所有者）の署名がない場合も含め、旧使用者（旧所有者）その他第三者から異議があった場合は、新使用者（新所有者）及び届出者が一切の責任を持ってこれを処理します。		

- ・変更理由が「3. 売買」の場合は、売買契約書等の権利移転が証明できる書類の写しを添付してください。
- ・下水道が利用できる場合は、この届出をもって下水道の使用者変更の届出がなされたものとみなします。